

群島航路帯の国際法上の位置づけと米連邦をめぐる今後のあり方

大西 公照

- 一 はしがき
- 二 群島理論と米連邦
- 三 法的性格と歴史的背景
- 四 群島条項の分析と第四九条、第五二条の評釈
- 五 同第五三条、第五四条について
- 六 国際法上の位置づけと米連邦をめぐる今後のあり方

一、はしがき

群島には沿岸群島と中規模大洋群島があり、いずれにしても群島の領海画定に直線基線方式を採用するか、否か、またその基線内の水域には内水の地位を与えるか、領海の地位を与えるかは非常に大きな問題となる。⁽¹⁾

国連海洋法条約は第四部（群島国）第四六条より第五四条でそれらの規定を行なうが、いろ／＼問題を残しており、また米連邦は未だに批判的な態度を採っているとされる。⁽²⁾

これらの背景を探ると共に、筆者の *Alma Mater* ヴァージニア大学の学生時代からの畏友 Moore, John Norton 氏から送られて来る資料をも踏んまえ、群島理論の現況とその本質、更に米連邦がどういう態度をとっているかについて更に今後の方向付けをも追及してみた。

(1) 鷺見一夫 (大平善梧編) 現代の国際法 二九八頁。

(2) 大西公照 新版 現代の国際法 (信山社) 海の国際法 参照。

二、群島理論と米連邦

一九八二年四月三十日の第三次国際連合海洋法会議で伝統的国際海洋法システムを集成させた、いわゆる国連海洋法条約 (UNCLOS) の中で最も急進的な変更をと云えばその中に同条約第四十六条より第五十四条に互る群島国家の条項を入れたことである。それらの条項に付随して、同様の重要性が発生している。即ち第五三条一項で規定する航路及び航空路は群島水域及び群島水域と隣接する領海を貫通するものとし、当該航路及び航空路には群島水域を通る国際通航又は上空飛行の航空路として使用されるすべての通常の通航航路及び、船舶に関しては、これらの航路においてすべての通常の航路水域を含むとした点である。要約すれば航路帯及び航空路に於いて、すべての船舶及び航空機は群島航路帯通航権を享受出来ることを承認したことになる。国際通航共同体は国連海洋法条約 (UNCLOS) の本文で、重大なる意味を持つ通航権が奪うことの出来ない、且全く議論の余地のない規定として特に保持さるべきであると言う条件だけは以前の状態 (*status quo ante*) から逸脱さるべきこととの承認を準備していたのである。この法律上の定着していなかった五分五分 (*quid pro quo*) の意見が国連海洋法条約の出現で群島国家外交官直接交渉 (*negotiation*)

の超目玉となり、やがて群島航路帯通航の権利の確立を結果させることになる。国連海洋法条約第五三条（群島航路帯通航権）3項はこの点について次のように規定する。

「公海又は排他的經濟水域の一部と公海又は排他的經濟水域の他の部分との間に於いて、継続的、迅速なかつ妨げられることのない通過の目的のみの為に、通常の形態での航行及び上空飛行の権利がこの条約に従って行使されることをいう」

インドネシア (Indonesia) は紛れもなく先づ最初に群島国家間での戦略的優先権の重要性を明示した。その故か、インドネシアが外交官直接交渉のしょっ鼻から、海洋法条約をして、一九六〇年に自前の群島国家法⁽¹⁾を始めて法律として制定したとする動議の提出者になろうとしたとしても何も異とするに当たらなかつたことになる。インドネシアの群島水域を含むこれらの地域はすべて厳然と中規模海洋群島国家を構成する国の中では最大であるだけでなく、それはまた、国際的通航共同体にとって、最も重要な地域と見做され例えばロンボク (Lombok) やスンダ (Sunda) と言うことはまた活気のある国際海峡のこれら水域の中に包含されている。

例えそれが米連邦の意見であり、然もそれらの主たる海洋国家が群島航路帯通行権を創設する国連海洋法条約の諸条項とその考え方で全く一致した場合でも、それは明らかに従来⁽²⁾の伝統的疑念を超克したものであり、その稱するところでは、相当な関連性の証明をして来ている国連海洋法条約とその精神の一致する群島航路帯を創設しようとする試案的国内諸規制の試行の経過中に現代に至り一定の群島国の間では最近ある種の進歩がみられるということになる。これらの進歩に好ましい影響を与えようとして、米連邦は、数個の群島国と密接な共同作業を開始している。更にこの影響を前進させる為米連邦として、群島航路帯の通航権に関する米連邦の公式の位置づけについて若干の項目を国際法団体に対し発表する必要があると考えているようである。

これらの思考に留意する限り、此の条項は六個の部分に統合されるようである。第二部が群島水域制度の法的性格を述べたものであり、第三部はこの条約の主部の感触と同じような骨組みの言及を法規化しようとして群島条項のいくつかの重要な局面の大まかな分析を規定しているもの。第四部は第五三条の各々の外交官直接交渉の歴史とそれ等を通過通航条項と無害通航条項の両条項を比較することに重い信頼を置きつつ、通航の諸規定のかなり深い分析を試みている。第五部は最近の国家の、米連邦への主たる群島国家との関連での訴訟手続きに関する慣例の過度の集中が描きだすところの十二の主だった問題地域に関する米連邦側の公式の法的位置づけを示している。この条項で不可欠なのは米連邦が群島航路帯通過権の行使に於いての制御を行なう原則を存在させたことである。この条項は前節の諸条項にも関連しており、又その上に立脚している。第六節は結論と諸批評で終わっている。

(1) Act Concerning Indonesian Waters, No. 4 (1960).

三、法的性格と歴史的背景

此の条項の目的は一つの機構とその背景にある群島航路帯通航制度を定めることであり、一般的に認められているように、あらゆる局面で曖昧さに満ちている通航権のよりよき分析をせんとして国際共同体が以前の状態からそうなつて来ている現状の骨組みと背景を画定させ且それを規定することである。現代の群島国家と群島水域の概念は凡そ我々が推測するより以上に長い間はつきりしていなかったし、それは Institut de Droit International や、一九二四年の始めから一九二八年にかけての American Institute of International Law, 更に International Law Association 遂には一九三〇年の HAGUE Codification Conference に至る迄も、それ以後も全く同じ状態⁽¹⁾にあった。一九五八年と一九六十年

に開催された第一回、第二回の国連海洋法会議の国際法委員会準備草案は前後して、その報告者は直線群島基線体系を一九五一年に *Anglo-Norwegian Fisheries Case*⁽²⁾、それらをめぐる領海の限界を定める独立した島への適用を決めた国際司法裁判所の判決でのみ思惟していた程である。然も尚、群島国家の形態に差異がある為か、領海の幅の協定や、その主題をめぐる技術的情報の欠如で、何の進展もなかったことになる。

結果的には一九五八年の領海及び接続水域に関するジュネーヴ条約の第四条で従前の直線基線制度との連結が行なわれ、究極的に国連海洋法条約第七条、直線基線6項目が明示されることになる。国際司法裁判所による *Anglo-Norwegian Fisheries* 判決に於けるノルウェーの直線基線の法的正当性の承認には、いわゆるノルウェー語の *skjaergard* 即ちノルウェーの海岸線の縁辺^{ふち}に位置する島、小島、岩石島、暗礁の統合的性格の地理的要素に関する正当な法的位置づけを決めることになり、ノルウェーの漁業の伝統的経済上の重要性が本土のそれと同じものであることを明らかにさせた。これ等の概念が構成される時期は、従来の政治的、国家的、安全保障関連のそれよりもむしろ地理的、経済的要素の方が上廻ったことになる。

いづれにしても国家の法律の範囲内で作る試案で群島国家を規制するにはある種の限界が存在することを示して来たことになる。フィリッピンの一九六一年法典は関係制定法部分引用の訴答として、「上述の条約で常日頃よりフィリッピン諸島の領域の一部と見做されて来ている制限内のすべての水域は」……それは「全水域……フィリッピン群島の……常時陸地領土の不可欠な法的従物として思惟されて来ている」⁽³⁾と述べている。

一九六〇年のインドネシア法典も関係制定法部分引用の訴答で「インドネシア国家の領域統合の利益に於いてすべての島嶼とこれら島嶼の間に横たわる全水域は単一の單元と見做さるべきである」とし更に「幾千の諸島より成立する群島国家としてのインドネシアの地理的輪郭はそれ自身の性格と特殊性をもっており」⁽⁴⁾としている。そしてこれ等一九五

八年のジュネーヴ国連海洋法会議の条約と同種、同時代の法律で、違法性阻却が地理的、経済的、歴史的に与えられることになった。ここでは国家の安全保障や環境又は政治的考慮の言及としては何もなされなかった。

この関連の限られた基礎条項は第三次国連海洋法会議の外交官直接交渉で早くも拡張化されるに至る。一九七四年八月九日フィジー、インドネシア、モリティアウス、フィリピンは群島を「群島とは島の集団又はその一部、相互に連結する水域、その他の天然の地勢であって極めて密接に相互に関連している為、これらの島、水域その他天然の地形が本質的に一体としての地理的、経済的及び政治的単位を形成している」とする群島の定義の草案条項⁽⁵⁾を導入する。インドネシア代表は第三次国連海洋法会議で同様の陳述をし、「群島国家の概念なしにはインドネシア水域の殆んどが、いわゆる公海、国家の単一性、安全保障及び領域の統合性を危険にさらすであろう諸活動への途を拓くポケットとなり得るに違いない⁽⁶⁾」との意見を述べている。これらの関連陳述は海洋国家の代表により黙示の承認をされる。例えばブルガリアの代表は「群島水域通航自由の原則は群島国家の経済的利益や安全保障に影響を及ぼさなかった⁽⁷⁾」と述べている。インド代表も「群島国家の概念は単一国家を構成する群島国の地理的経済的且政治的単一性であることを承認した⁽⁸⁾」と発言した。シンガポール代表も「インドネシアとフィリピンの領域の統合性、国家としての単一性、及び安全保障に対する群島概念の重大なる重要性を評価した」とインド代表の次に発言したことを同じ公式記録で明らかにしている程。

一九七四年提案の用語は一九七五年の非公式單一外交官直接交渉本文（ISNT）に何等の変更も加えなかったものであり、第三次国連海洋法会議によって幅廣く受諾され、承認されたすべてが国連海洋法条約第四六条b項を含む、従前の主張の繰り返しであった。如何なる根拠に立っての、主たる海洋国家により受諾され、公海として法律上、事実上の争点からも水域として承認されて来ているその時現存の慣習的法規範からのかくも急進的な出発だったのであろうか。

彼等主たる海洋国家が公海として見做していた頃これら宏大な地域をめぐる群島国家の主権を承認することを忌み嫌っていたことに盡きるものなのであろうか。其処には、群島国家の気紛れな、あるいは独立した解釈を如何なる方法でも条件とはさせない通航と上空飛行の自由を保証することを完全に密封し、錠前さえ掛けて、何か (*quid*) の為に何処へ (*quo*) たるべく、させねばならなかった別の理由が存したようにも思えるのである。

一九七四年当初、当時のソ連(現ロシア)時代の代表はこれらの法律上の争点に対し言及し次のように主張する。

「群島水域の制度の問題は一つの包括的取り扱いとして他の関連問題と一緒にして考慮すべきである。国際的な規則は群島国家の利益を考慮に入れて草案化されるべきであるが、然し乍らそれは、国家たるものは明瞭に、両義にとられないように、順を追って、それ等が他国の利益をも考慮に入れて準備されるべきである。群島国家の水域制度は国際的通航の為伝統的に使用されて来ている群島海峡や水域を通る最短の道筋に沿っての自由通過通航を具備する取り決めと関連したもので条約化されるべきである」⁽⁹⁾

この「一つの包括的取扱い」といういわゆる共生は明らかに進行し始める。非公式外交官直接交渉本文の第一二〇条1項は

「群島国の主権は群島基線により取り囲まれる群島水域といわれるもの(その水深又は海岸からの距離を問わない)に及ぶとすると規定される。非公式外交官直接交渉本文(INSNT)第一二〇条の3項は「群島国の主権はこの部の規定に従って行使される」と規定。この条項は非公式外交官直接交渉本文第一二四条に含まれ言及されているもので、そのまま第三次国連海洋法条約の第五三条の3項に先駆項として収まっている。

群島国家の主権の帰属はまた群島国家それ自身の支持国によって承認されるに至る。インドネシアのノエグロホ(Noegroho)、ウイスノモエルティ(Wismomerti)両氏は *Problems from the East Asian Perspective* の三九二、三

九五頁 (Indonesia and the Law of the Sea 1987) の中、

「如何に我々(群島国)が第三次国連海洋法会議で我々の考えを成就させたとしても、それはどう考えてみても一九六〇年の四月に法として一つの重要な局面として指摘したものより以上のものを出していないという点、が論議されるべきである。とにかく一九八二年の国連海洋法条約第四九条3項は「群島国の主権はこの部の規定に従って行使される」とある。この規定は実際に群島航路帯通航権の制度が第五三条、第五四条に規定される条項によることに言及したものである……群島航路帯通航制度が「一九五七年のジュアンダ(Djuanda)宣言と一九六〇年の第四番法の基礎の上に立ったインドネシアにより主唱された無害通航制度と、然もいっ方で他の群島国間との妥協的産物であり、更にまたいっ方で海洋列強によって擁護された航海自由の制度……これ等通航制度は海洋列強国に対し、無害通航制度に対する特権としてのみ受容されて来たところのもので、群島国の法的位置づけとは調和しなかつたものである」と述べている。

今も批判的態度をとる米連邦は群島国家の主権に対し、その法的位置づけとしていっ方では群島航路帯内の水域に明確に国連海洋法条約を適用することは出来ないだけでなく、群島航路帯通航の権利を冒すことも出来得ないとしている。これを他の言葉で表現すれば、群島航路帯通航権を群島水域を巡る群島国家の主権の下にある労役として取り扱うことが出来るものとする。この解釈的な法的位置づけの部分として、米連邦は群島航路帯通過の明確な権利(第五四条の相互作用で議論されているところのものであるが)が、若し主権が労役を課し得ることが英法でいうところの大逆罪にならないのなら主権の共通権をも克服出来るとする考え方を保持して来ている。この法的位置づけ、立ち場は、もしある国が無害通航とはその領海内にある沿岸国主権上の労役のようなものであることを承認すればより心地よく理解出来るということであり、またもし、何か領海が水域内で群島航路帯通航を拒否する水域なのに国家の陸地領域と直接に接しているが故に主権に対するより大きな無礼に当たるとするもの。群島航海帯通航は海峽国家に対する海峽通過通航の呪

文というより以上に群島国家の主権とより厳しく相対している性質のものである。これは、公海のこれら重大なる拡大が領海と同じ機能に転移して来ているか、或いは、いくらか内水の保持に傾いているかの事実から結果していると言えそう。この差異を「領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚の幅は、前条の規定に随って引かれる群島基線から測定する」としているのは一応評価出来るところである。マイロン (myron) H・ノルクィスト (Nordquist) 氏は海洋法研究所の後援で、ソウルで行なわれた講習会で「海洋列強の見地から出される問題はかくも宏大な海洋の拡大を含ま⁽¹⁰⁾しめていることである。ジャバ海の真中に於いてすらシンガポール海峡とは全く相違するの⁽¹⁰⁾である」と陳述し、関連学者の注意を喚起した。

第三次国連海洋法会議の当条約の採択時の慣習国際法の状況からして、群島水域を通る商業路の設立、その上に立つ世界共同社会への依存度の増加、海洋帯に伴って必然的に結果する群島水域の相対的に寡少な比率で、米連邦が不一致の場として、航路帯通航制度は情情的にはまづ第一に通航上の利益を優先させて解釈さるべきだと信じているとしても、それにはそれなりの理由があると考えているのである。間違っ⁽¹⁰⁾てはいけ⁽¹⁰⁾な⁽¹⁰⁾のは、このことは米連邦が群島国家の明瞭な主権そのものを否定したり、国連海洋法条約の第五四条の下における群島国家と軌を一にする諸権利を見下げたりすることでは断じてないということとも言えよう。通航の権利は、航行と上空飛行のみの権利の一つであり、ましてや沿岸国の経済地帯に於けるこれ等の諸権利に影響する航海自由の原則以上のも⁽¹⁰⁾のではなく、水域の空間、即ち海床か、その下の底土(下層土)かの場で別の方法で群島国家の諸権利に影響することは決してあり得ない。

(1) 第三回国連海洋法會議 Official Record 267.

(2) United Kingdom v. Norway (Norwegian Fisheries Case), I. C. J. Reports, 1951, No. 1, reported in detail in 46 A. J. I. L.

(1952), pp. 348-370, Consult also the detailed study by Jens Evensen, "The Anglo-Norwegian Fisheries Case and Its Legal Consequences," 46 A. J. I. L. (1952), p. 609-630; and D. H. N. Johnson, "Anglo-Scandinavian Agreements concerning the Territorial Sea and Fishing Limits" to *International and Comparative Law Quarterly* (1961) pp. 587-597.

- (3) Republic Act No. 346 (1961).
- (4) Act Concerning Indonesian Waters, No. 4 (1960).
- (5) U. N. Doc. A/conf. 62/C. 2/L. 49 (1974).
- (6) 2 Official Records, supra note 5, 260.
- (7) Id.261.
- (8) Id.263.
- (9) Id.267.
- (10) the Law of the Sea: supra note 26, (1987) (the East Asian Perspective).

四、群島条項の分析と第四九条、第五三条の評釈

群島国家を包括する国連海洋法条約の第四部のあらゆる条項のすべてはかなり詳しい検討を避ける為に此の論文の範圍を群島航路帯通航制度に直接に影響するこれら条項のみに限定した。いずれにしても国際社会で最大の影響力を持つとされる米連邦の見解からする口論は一切なく、群島国家と主たる利用者としての海事国家との間の論争が議題の対象となることもなかった。例えば群島基線が主たる群島国家により公布された為、群島基線第四七条の作成にも米連邦として何等の発言も行っておらず、第四七条の条項と一致するごく寡ない、一例外すらをも含め抗議の対象とはならない。

国連海洋法条約の第四九条は

- 1、群島国の主権は、第四十七条の規定に従って引かれる群島基線により取り囲まれる水域で群島水域といわれる

もの（その水深又は海岸からの距離を問わない。）に及ぶ。

2、 群島国の主権は、群島水域の上空、群島水域の海底及びその下並びみにそれらの資源に及ぶ。

3、 群島国の主権は、この部の規定に従って行使される。

4、 この部に定める群島航路帯の通航制度は、その他の点については、群島水域（群島航路を含む。）の法的地位に影響を及ぼすものではなく、また、群島水域、群島水域の上空、群島水域の海底及びその下並びにそれらの資源に対する群島国の主権の行使に影響を及ぼすものではない。」

第四九条の3項と4項を読めば容易に明らかのように、通航帯をも含めその群島水域をめぐる群島国家、これらの水域、海床、更にこれ等の下の底土（下層土）上の空間と一致する主権は事実上完成している。

群島水域の法的地位は伝統的海洋法の見解からすれば、例外として、これ等群島水域で、最も外部の島の最も外部の点と群島の乾裾礁とを結ぶ群島基線の内側で発生する。ところが以前には内水だけが限界を定めた内水（群島水域と區別して）と同じように基線、群島水域内に存在したのに、現在ではその上に基線内にも存在する。因みに、第四七条1項は

「群島国は、群島の最も外側にある島及び低潮時に水面上にある礁の最も外側の諸点を結ぶ直線の群島基線を引くことが出来る。ただし、群島基線の内側に主要な島があり、かつ、群島基線の内側の水域の面積と陸地（環礁を含む）の面積との比率が一对一から九対一までの間のものとなることを条件とする」とある。

例え群島の支持者達が、群島の水域裁判管轄権上の法的地位で領海に対するよりも、より密接に内水に対するものであるといくら議論をして来ても、米連邦としてはこの件に関し二つの理由で以ってこれ等を信ずるわけにはゆかないとする。まず第一に、海洋法条約第五二条1項は「すべての国の船舶は、第五〇条の規定の適用を妨げることなく、

第二部第三節3項の規定により群島水域に於いて無害通航権を有する。」とある。このことは群島水域が領海より密接であることを連想させるし、内水には無害通航権の存在しないことを示している⁽¹⁾。第二は若し群島水域が内水と同義語であるなら、第五〇条で規定するようにそこで群島水域内の内水を規定する理由はどこにも見当らなくなるであろう。アマラシン⁽²⁾へ氏はかなり前、この関係を承認し四強国の提案と群島水域に関し次の陳述を行なっている。

「無害通航という事実は承認されたし、いっ方で群島国家は何か領海で以って内陸水域の制度のようなものではないこれ等水域をめぐる制度を構築する水域空間、海床、その下のもの（底土、下層土）の天然資源をめぐる完全主権を持っている。いっ方これ等領海とはひと味違う制度を構築する沿岸国によるこの通航の廣範圍に互るコントロールや制限の爲になされた規程が存在するという事実がある」

これ等初期の反応に対しいくつかの理由が見え隠れする。まづその第一が、すぐれた群島国家の主導者としてアマラシンへ氏が同じ地方の出身者だったことである。第二に彼は群島国家それ自身によって草案化されたごく初期の本文を評釈していたのあり、それは非公式単一外交官直接交渉本文（ISNT）にかなりの程度組み入れられたもので、その後それについての彼の意見が繰り返されて来ていることから明瞭である。これらからして、その後の発展は群島航路帯に適用されるに違いない無害通航制度が群島航路帯通航制度に取って替わるということであり、何かもし群島航路帯の司法上の性格を作り得るとしたら、内水より以上に、より密接に領海に關したものになるに違いないのである。

その群島水域におけ群島国家の主権を圧縮したとされる国連海洋法条約第四九条の最も顯著な留保条項と云われるのが同条3項で「群島国の主権は、この部の規定に従って行使される」との規程である。

とにかくこの部の群島航路帯通航権の権利の定義は第五三条に含まれ言及されているものと見てよい。

第五二条の1項は「すべての国の船舶は、第五〇条の規定の適用を妨げることなく、第二部第三節の規程により群島

水域に於いて無害通航権を有する」とある。この条項について米連邦の立ち場は、第二一条について無害通航に関する沿岸国の法律や規制を数え上げ、この事柄で沿岸国の権限の徹底的な一覧表を作り上げることにあつた。それは国際的通航に使用される国境海峡国家の通過通航に関する法律や規制の一覧表にも同じく当て嵌まるものである。これ等の見解はシャハト氏やベルンハルト氏の夙に明らかにするところであり、「米連邦の見解では第一九条、第二一条での列挙は全包括的である」とあり、更に「更に群島通航帯の使用者として無害通航制度の第一九条、第二一条の下での沿岸国の権利と義務に関し、第四二条に対する米連邦の見解は海峡国家が通過通航に関し採用している法と規制を同条をして全包括的一覧表と見做していることである⁽³⁾」としている点でもそれらに対する考え方を垣間みることが出来るであろう。

国連海洋法条約第五二条二項は

「群島国は、自国の安全の保護の為、不可欠である場合にはその群島水域内の特定の水域に於いて、外国船舶の間に法律上又は事実上の差別を設けることなく、外国船舶の無害通航を一時的に停止することが出来る。このような停止は、適当な方法で公表された後においてのみ、効力を有する。」とある。

第五二条二項と第二五三三項とを比較して、領海内に於ける無害通航の一時的停止の平行規定は第五二条二項の「安全」なる用語の後で「兵器を用いる訓練」なる文節の省略(第五二条二項の場合)を除くの外は、この両条項は同一のものであることを示している。この本文の変化は外官官直接交渉史が明瞭に示すものであつて不注意より結果したものではなかつたのである。非公式外交官直接交渉本文(INSNT)第一二三二条二項の此の条文の最初反復された箇条書きの中には「兵器を用いる訓練を含む(including weapons exercises)」なる用語は、全然含まれていなかった。その会議前に配付された非公式外交官直接交渉本文(INSNT)第一二三三三項を取り扱う準備草案大綱(MTWP)ではその文節は同じく省略されていたのである。一九八二年にパプアニューギニアがその挿入を進めようとするが、これ

も失敗している。⁽⁴⁾

どんな意味深を此の省略から拾い集めるべきなのか。いづれにしても排他的經濟水域をも含めてるとしても、群島水域は特殊なものであり、もしひとつの比較の線引きがなされるなら、領海に対する司法上の地位、位置づけで優先するケースはどこにも存在しない。即ち、換言すれば群島国家が尚その上に、より偉大な権利を享受することは、全くあり得ないことになる。要するにこの文節の省略は事実、反対の結論を権力による条件として課していることにもなるであろう。

一九四七年四月トルーマンが上院でいわゆるトルーマン・ドクトリンを発しソ連に対し封じ込め政策をスタートさせ、これをしてバルーク（国連原子力委員会米代表）や新聞人のウォルター・リップマンが後程これを冷戦（The Cold War）の宣戦布告と見做してから、ベルリン封鎖、南北朝鮮戦争、キューバ危機等々を経、一九八九年ゴルバチョフとブッシュの間でマルタ会談が持たれ、冷戦の平和的終結がみられて以後、近未来での中国の出方は別として、一応国連は安保理を主舞台とする米・ソ軍事二大支配体制から、米・日・独を核とする経済・社会・文化・教育・保健・環境・人道等を中心に取り扱う経社理にその重心を移した。

当然そこには必然的に自由貿易、多角的取り引きがその根底の一つをなし、地球の大部を掩う海の国際法が陸の国際法（国連憲章）を補完することになり、国連海洋法条約 三一九ヶ条が発効、群島国にも領海の無害通航を認めさせるに至る。フィリピンやインドネシア等の群島国に、当然その航路帯通航にもナショナルな理由での制限を課すことだけは外しておきたいというのが米連邦のねらいであり、日、独、英、仏もそのトレンドに通随せざるを得ないところと言えよう。これもその対象がポーダレスの多国籍企業に移っているからと考えられる。

因みにシャハテ氏やベルンハルト氏は、米國務省の海洋政策擔当者であることも忘れてはなるまい。

- (1) 一八条1項 a は内水に入ることなく又は内水の外にある停泊地若しくは港湾施設に立ち寄ることなく領海を通過すること。
- (2) 四強国とは Fiji, Indonesia, Mauritius and Philippines のことと C. F. Amerasinghe 氏の発言が 23 *Int'l & Comparative Law Quarterly*. 539-52 (1974).
- (3) ; *International Straits and Navigational Freedoms*. 33 *Virginia Journal of Int'l Law* 527,532~538. (1993) by William L. Schachte Jr. & J. Peter A. Bernhardt.
- (4) U. N. Doc. C. 2/Informal meeting/73 (1982).

五、同第五三条、第五四条について

第五三条は群島航海帯通航の権利を細部に互り確立し、此の条項の次の部の主題となっている。それ故にその主たる構成要素はここで簡単に説明するだけに留めたい。

群島国家は、自国の群島水域とこれに隣接する領海及びそれ等の上空に於ける外国の船舶及び航空機の継続的且迅速な通航に適した航路帯及びその上空に於ける航空路を指定することが出来る となっている。群島国家が航路帯又は航空路を指定しない場合には同条12項により群島航路帯通航権は、通常国際航行に使用されている航路に於いて行使することが出来るのである。すべての船舶及び航空機はこの権利を行使出来る。群島航路帯通航とは公海又は排他的経済水域の一部分と公海又は排他的経済水域の他の部分との間に於いての航行及び上空飛行の権利を通常の形態で、継続的な、迅速、且妨げられることのない通過の為にのみ行使されることを意味する(3項)。これらの航路帯及び航空路には群島水域又はその上空に於ける国際航行又は飛行に通常使用されているすべての通航の為の航路及び船舶に関してはその航路に係るすべての通常の航行の為の水路を含ませねばならないとし、同一の入口及び出口の間に於いては同様に便利

な二以上の航路は必要としないとするのである。また航路帯を指定する群島国は当該航路帯内の狭い水路に於ける船舶の安全なる通航の為に分離通航帯を設定することが出来ることになっているが、然しそれには共通して受け入れられている国際的に適合した規則によらなければならないことにしている。同条9項によると、群島国は然し乍ら航路帯の指定若しくは変更又は分離通航帯の設定若しくは変更を行なうに当たり、これ等の採択の爲の提案を権限のある国際機関、例えばその選択として**専門機関の一つである政府間海事協議機関（IMCO）**で行なうようにすべきであるとする。米連邦は採択を成立させる為、それに従って航路帯の制定若しくは変更又は分離通航帯の設定、若しくは変更を行って、その採択の後の、**政府間海事協議機関**による承認を考えているようである。然し乍ら**政府間海事協議機関**はこれら航路帯及び分離通航帯を群島国家が同意するもののみに限っている。

国連海洋法条約第五四条は通航中の船舶及び航空機の義務、調査活動及び測量活動、群島国の義務並びに群島航路帯通航に関する群島国の法令について第三九条、第四〇条、第四二条及び第四四条（海峡沿岸国の義務）で群島航路帯通航に対し、「変更せらるべきものは変更せられて（*mutatis mutandis*）」の原則を適用している。これは非常に重要な条項で、この海峡条項はその中に群島航路帯通航を管理することに迄言及している。この「変更せらるべきものは変更せられて（*mutatis mutandis*）」との原則の法的資格付けは群島水域、群島航路帯通過、及び海峡、通過通航権、更には群島国家國際海峡のそれぞれの代りとしての群島国に必要な付託を作成させようとする一つの安易なやり方とはなった。国連海洋法条約第四部の群島国の核心をなす第五三条の群島航路帯通航権の分析を進めることは容易ではない。とりわけ第三次国連海洋法会議の最終本文が、いくつかの曖昧性を残しているので、その後で出来上ったすべての外交官直接交渉の本文を通じ、履行裏書き非公式単一外交官直接交渉本文（ISNT）より先に出た一九七四年の準備書案大綱（MTWP）から第五三条の先行資料が作られている。立法史は第五三条の資料で充分であるので、これらの履行裏書

きは、通航制度を構成する当時国の正確なる意図を決定する一つの可能なこれらごく初期の裏行裏書き（何が受容され、何が拒否されるか）でどんなものが国連海洋法条約の規定として採用され、又どうして採択されていないかということに関する限り非常な援けとなるものである。付託はまた如何なる草案作成者が多くの場合に少なくとも何か理由があるとして考える可能性を第四部に規定し、それ等の対応物に対するこれ等との比較をしてから、国連海洋法条約の第二部、第三部即ち無害通航及び通過通航の諸規定が作成されている。その結果国連海洋法条約の他の部に対する類推にも屢々これらの研究、追跡において法律家の解釈の援けとなっているもの。また第五四条と第五三条との未解決の関係も吟味されなければならない。第五三条の諸規定の吟味で、一九七三年に群島国家によって初めて提起された、いわゆる四列強提案に関しては群島国の権利の縮少の繋がりに今も尚影響しているとの主張はさ程驚くことではないと思う。

六、国際法上の位置づけと米連邦をめぐる今後のあり方

群島水域の概念はまづ最初一九二〇年代に考えられ一九七〇年代の第三次国連海洋法会議中の過程で、国際的な認知を得たものと考えられる。然し乍ら主たる海洋国家は、公海の宏大な部域をめぐる群島国家の主権、それもやがては近未来、厳密な理解のみに立つ群島水域になって行くだろうとの概念位の認知は準備していたであろうが、解釈や、ましてやその妥協としてはいっ切討議されて居らず、それなりに国際的な水面や空中及び航行の自由の原則は明確に且充分に保持されて行くに違いないとされていたのである。これに反し群島国はそれら主権の労役の長年の結果だとされて居り、それ等の明確なる否定は群島国側の概念の必要性によってのみ可能となり、その認知は別の親切な方法で訪れる性質のものではなかった。然もこの五分五分、何が何の代りに（*quid pro quo*）なるものが与えられ、司法上の以前の状態（*status quo ante*）、更に海運商業国（これらの承認—前期は認知—を得んとする立ち場に立つ少数の中期模海洋群

島国家に対し)の圧倒的多数の利益で、米連邦は群島航路帯通航の権利の内容に関するすべての不一致にも国連海洋法条約と厳密に一致して適用されなければならないとし、且これらの要素に反影されるべきとしていたのである。

群島水域の司法上の立ちは内水のそれよりも領海のそれに、より酷似していると云えよう。第五三条の外交官直接交渉史は通常の航行のための航路や群島航路帯の上、上空、下の国際通航規制のコントロールで群島国家によって法的権利の請求をされた諸権利の継続的減少に反影されて来ている。それはまた国際共同社会の支持で航行権の付随する幅の拡大にも影響しているのである。通常の通航の為の水路や航路帯の数は国際通航に使用される海峡と類似のものも含め、静的でなく、一定の間隔で以って、同時代の海上通航慣例に反影させるべく変容して来ている。新航路は増加し、古い航路は、もしそれらが不要になると廃止されている。指定された航路帯の数は、これ等通常の通航路のすべてを含ませなければならない。

群島航路帯通航の権利は型、貨物、人口手段、主権免除の法的身分に関係なく、あらゆる船舶に対し例外なく適用される。その権利は公海自由の原則が適用水域に対し航路や航路帯に接続するその上の外辺迄群島国家の領海の全水域に延長出来る。この制度はすべての入り口、これ等航路や航路帯の存在するところを含む。これは例えそれが航行の自由の意味が少さく、無害通航の権利の方がより巨大であっても、航行権については航行の自由の方がより本質的な意味に近いようである。例えそれが通過通航権を完全に類型化したものであり、適当にそれについての機能も同等だと見做されていても、それはそれなりにその種類のもの (*sui generis*) なのである。

米連邦は国連海洋法条約により、すべてのこれら航路帯や航空路が一度に指定されるべきことを要求し得ると信じているフシがある。国際通航に使用される海峡の場合とは違っていても、航路帯を指定する群島国は、また当該航路帯内の狭い水路における船舶の安全な通航の為に分離通航帯を設定することが出来ることになっている。然しこの分離通航帯

という処方箋式法制度の適用はただ該海峡周辺の環境要素に支配され兼ねない。然も分離通航帯交通制度は、もし通航帯が既に指示され、あらゆる船舶に差別なく適用されている場合にのみ適用される性質のものである。これらすべての航路帯や通航分離帯機構は、もともと群島国家の分域上にかかる主観的、仲裁的法律行為を除外する共通して受容された国際的規制には従わねばならぬものである。

航路帯や通航分離機構の指定やそれらに対する処方箋は政府間海事協議機関（IMCO）によって前もって受諾されることになっている。政府間海事協議機関は彼等の指定に先立ち航路帯や通航分離機能を是認することの出来る唯一の権限のある国際組織いわゆる専門機関の一つであり、群島国家による処方箋を貫える処、代弁所となれるものである。この要求は特にフィリピンによって反対されたが然しそれにも拘らず第三次国連海洋法会議で裏書きされたもので、群島水域をめぐる群島国家上の直接法規違反を指摘出来ることとなった。これは主権がその時点で、群島国家がその領土をめくり法執行をするのが絶対ではないことを示したことになる。これはまたいつ方では、国際法がグロチウス以来国家間の調整の法であることを示して来たが、ここに至り、この場に多国籍企業の出現もあり、百ヶ国以上の参加する専門機関の跳梁する国際多様化社会に変容、国際法とは所詮その取扱い対象をボーダレスの多国籍企業をコントロールする法へと転質した為と考えられる。

若しも群島国家が群島基線を確認することに失敗し、例え通過通航だけに、適用されるのが尤もらしいと主張しても、航路帯や航空路を指示することへの拒否は国際通航に正当に使用される通航路を通航し群島航路帯通航通過や通過通航の権利を行使しようとする全国家の権利の失墜を結果させることになって行くであろう。

無害通航の権利はその権利が行使されていない通常の航路や航路帯を含まない群島航路帯で適用される。その故に群島国家はその領海内で無害通航を規制し執行する同種の権利をこれら通航帯に執行することは出来ない。如何なる場合

でも群島航路帯通航の権利の行使が延期され、妨害されることはない。航路帯や航路帯通過路のいかなる閉鎖やその妨害も国際法違反である。主権免除の原則は其中に航路帯や通常の通航路を含め全群島水域の中で適用される。

米連邦は率直に、第三次国連海洋法会議の下にこれら群島国と一致した主権と法管轄権という国家主権の完全なる装いが群島国家により行使されることを支持している。何故なら、これ等の特権の效果的行使が、現在では目立った方法で行なわれて居り、それはこれらの施行が国連海洋法条約の諸規定と厳密に一致して進められ、どうしても群島国家共同社会、国際通航共同社会、両方の為にもこれらが必要とするからである。実施の段階で問題や質問が政府間海事協議機関の内や外で起きた場合、米連邦はこの制度が正確に実施されるように群島国家と全く喜んで、仕事につけるように用意をおおさ怠りなく準備している。それは過古に遡り、すでに実施されている救済法活動で国際法を受け入れる未来の法を画定することよりはるかに容易であることは自明の理である。

これらの条文は、はしなくも米連邦の地位を群島国家航路帯通航にどんな権利を結果として残し、国連海洋法会議の外交官直接交渉史の上でその地位をどう正当化させようとしたものか、をかなり詳しく追究しては来ている。米連邦は勿論この主題にもとづく如何なる近未来の討論や外交官直接交渉でもこの解釈を当てにするであろう。米連邦は、かくも海事貿易の量がより激しく相互依存の増す世界の中で着実にかくも増加して来ては群島国家共同社会と国際通航共同の両者とも、もし争いが彼等の間で起こり、また起す前に国連海洋法条約の諸規定の精神と一致して、それらを敏速に解決する為に、とげとげしい関係を円滑化し相互に利益となる途を見付け出そうと考えている。米連邦は、これらの紛争に関し率直な記録を揃え、この制度を実施することを克服することがその義務だと信じており、いっ方で国連海洋法会議の海洋法条約起草者達は今も尚受容され、通航制度を満足に機能させることを規定する条項についていろいろ言及していると信じているフシがある。

何れにしても、石炭、鉄の時代が一九七十年代後半の繊維革命の後に続き、その殷盛を極めていたのが一九七十年代後期よりその主役をボーダレスの多国籍企業を縦糸として石油化学、端末機器（セミコンダクター）、原子力産業等に明け渡すことになりその横断的活動を展開し始めると、必然的にそれらの間を結ぶ場となる領海に於ける無害通航が沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り自由とされる原則が貫かるべきに至るのは自明の理である。

それかあらぬか、前文で国連海洋法条約は「このような目標の達成が、人類全体のニーズ、特に開発途上国（沿岸国であるか内陸国であるかを問わない）の特別の利益及びニーズを考慮した公正且衡平な国際秩序の実現に貢献することに留意し」と述べ、第五二条一項で群島国に対しても、「第二部第三節の規定により群島水域において無害通航権を有する」としているいっ方で、二項で「群島国は、自国の安全の保護の為不可欠である場合には、その群島水域内の特定の水域において、外国船の間に法律上又は事実上の差別を設けることなく、外国船の無害通航を一時的に停止することが出来る。このような停止は、適当な方法で公表された後においてのみ、効力を有する」として前文の精神にも沿うような方法を採用している。

然しこん後多発するであろうケースに対する航路帯の画定については第五三条（群島航路帯通航権）の項で「群島国は航路帯の指定若しくは変更又は分離通航の設定若しくは変更を行なうに当たり、これらの採択の為の提案を権限のある国際機関に行なう。当該権限のある国際機関は、当該群島国が同意する航路帯及び分離通航帯のみを採択することが出来るものとし、当該群島国は、その採択の後にそれに従って航路帯の指定若しくは変更又は分離通航帯の設定若しくは変更を行なうことが出来る」ことになっている。

当然これらを受けて立つ現在では唯一の政府間海事協議機関（IMCO）はその目的（一条）として二項に「世界的な自由通商の確保の為に、政府による差別的措置や不必要な制限の除去を奨励すること」と規定し、その任務として

「協議的勧告的」をし（一条）執行的任务は持たないとしている。その実態は、一、国際海運業の通常の手続きで解決できると認める事項はその旨勧告し、その他の事項に限り、関係者の直接交渉の後に要請を受けて審議する。二、右条件の下で第一条の目的事項を審議する、三、条約協定（海・洋・汚・染・な・ど）を起草して政府または国際機関に勧告し、或いは国際会議を招集する、四、加盟国間の協議や情報交換をはかる。との四項だけであり、問題はこんごに惹起するであろうケース、ケースを慎重に吟味しつつ、その向わんとしているコロラリーだけは踏み外さないようにしてゆくしかないであろう。

はしなくも群島理論が、国連海洋法条約の中で、南北理論（国連憲章第七三条）の横波をかぶりつつ、グロチウスの云う「海洋自由の原則」をどう貫くかの試金石に立たされたとの感を深うする。